

令和 6 年度第 2 回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会

日 時 令和 6 年 1 1 月 8 日（金）午後 6 時から
場 所 市役所第二庁舎・8 0 1 会議室
出席委員 1 1 人
会 長 副 島 賢 和 委員
委 員 有 泉 千香子 委員 富 永 智 一 委員
小 林 真理子 委員 岸 野 奈 美 委員
石 川 敦 子 委員 砂 川 愛 委員
岡 陽一郎 委員 名 取 知 子 委員
新 井 しのぶ 委員
佐々木 由 佳 委員
欠席委員 石 川 祐 介 委員

事務局職員

自立生活支援課長 天野 文隆
自立生活支援課相談支援係長 小池 直明
自立生活支援課相談支援係主査 本木 典子

関係課職員

保育課長 中島 良浩
保育係長 清水 一樹
小金井市医療的ケア児コーディネーター 田村
小金井市医療的ケア児コーディネーター 内田

傍 聴 者 0 人

（午後 6 時 0 0 分開会）

◎会長 皆さん、こんばんは。やっと富士山に雪が降ったということで、数年前の写真見たら、もう 9 月に雪が降っていたので、やっとかなと思っていますが、病院も具合の悪い子たちが増えているので、皆さんもお大事にと思っています。

では、第 2 回の小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会を、定刻になりましたので始めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

では、会議を始める前に、事務局さんから連絡事項と配付資料の確認をお願いします

いたします。

◎事務局 事務局です。まず連絡事項です。本日は関係課の職員として、子ども家庭部保育課から保育課長の中島と保育係長の清水の2名が出席しております。

◎会長 よろしくをお願いします。

◎事務局 続きまして、配付資料の確認です。本日配付しております資料は、1点目が本日の次第、それから資料1として、支援対象登録児リスト、資料2として、支援対象登録児の状況別集計表、以上3点でございます。

なお、資料1につきましては、お名前を伏せてはいるものの、内容から個人が特定される可能性がありますことから、配付は委員のみとし、傍聴用は用意してございません。また、ホームページへの掲載も控えさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

不足等ございましたら、挙手をお願いします。

ないようでしたら以上になります。

◎会長 皆さん、よろしいでしょうか。

では、早速、議題に入ります。議題1です。報告事項です。報告事項ア、医療的ケア児コーディネート事業の実績報告を議題といたします。

事務局さん、説明をお願いいたします。

◎事務局 前回の協議会におきまして、令和5年7月から、医療的ケア児コーディネート事業を開始した旨と、開始以降の事業実績につきまして報告したところですが、その後の状況につきまして、医療的ケア児コーディネーターより改めて御報告いたします。

◎会長 では、お願いしてよろしいでしょうか。

◎コーディネーター はい。

◎会長 ありがとうございます。

◎コーディネーター 医療的ケア児コーディネーターから現状の御報告させていただきます。

前回より1名増えまして、まず把握のほうなんですけれども、資料の1ですね。19名になりました。あと、その下に20、21番の方がいるんですが、この2人、医療的ケア児であろうというところなんです、まだつながれてない方2人と、あとここにちょっと載ってないんですが、もう2人、今度、退院してきたんですが、どこに住んでいるかも分かっているんですけど、まだ連絡が取れていない状況の子、計4名が、まだつながっていない状態です。把握としては23名になっていくかなということです。

あとは次の資料2に移らせていただきます。

上の分析表に関しましては、こういった医療的ケアが必要かという人数把握であります。人工呼吸器は2名いますとか、そういったふうに見ていただければと思います。経鼻管とか胃瘻とかは一番多いかなというところになっております。

あとは、その2つ下のところで、現在、コーディネーターのほうで特に関わらせていただいているのが、保育園だったり小学校だったりに入園・入学していく方のサポートを特にやらせていただいております。現在は来年度入学予定の方が、入園希望の方が3名おります。今のところ、もう一人は再来年度でしたいという方が1名。この3名に関しては、今、保育課さんと親御さん、みんなでの協議に入り始めております。

以上となります。

◎会長 御説明ありがとうございました。

皆さんのほうから、資料と今の御説明も併せて、御意見や御質問があればお願いいたします。

ちょっと教えていただいてもいいですか。12番のお子さんは17歳ですよね。

◎コーディネーター はい。

◎会長 終了というのがあって、理由として医療的ケアが外れたとか引っ越したというのがあるんですけど、例えば、このお子さんなんかは18になったら、これは外れるということになるんですか。

◎コーディネーター 18歳まで。

◎会長 19になったら。

◎コーディネーター はい、そうですね。外れていく方は、もちろんありますし、18歳を越えた方というのは、この子が、多分、始まってから初めての子になってきます。年齢で介入なしになってくるのは今回が初めてなので、どうなっていくのかは自立生活支援課のほうとお話をしながら進めていかなければならないと思っております。

今おっしゃっていた医ケアが外れた場合の、外れたから、じゃあ、ということにはなりづらいというか、お母さん、お父さんももう少しサポートしてほしいということをおわれたりして、そのときは切りがいいところというか、納得していただけるところまではお付き合いさせていただいてという方たちは中にはいます。

◎会長 なるほど。そういう児童という枠が外れた成長した子供たちというか、大人というのかもしれないですけど、そういう方たちにも、その続きの支援が途

切れないような形ではなっていくんですかね。

◎コーディネーター はい。この子たちというか、18歳までの子たちもそうなんですけども、アイビー、医療的ケア児コーディネーターのほうでは、一番の仕事は適切な機関につなげていくというところになりますので、18歳超えてて、例えば、相談支援員さんなどにつなげて、こういった希望がありますよというのをしっかり申し送って、そこからまたサポートに入っていくという形になると思います。

◎会長 ありがとうございます。中学生、高校生がいるなというのと、小学生が、5番の子が6年生で、恐らく来年、中学生になるのかなと思いながら見ていたので、それも普通級に通っている子なので、きっと普通級の中学校に行く子なんだろうと思っていたので、結構、自分が関わっても切れることが多いので、そんなふうに思っています。

ナンバー3のお子さんは、この4月から保育園に入園できましたというお声いただきましたので、何か、その辺のこと、ちょっと、言える範囲で。

◎保育機関関係委員 そうですね。入園をされました。私たちも初めての受入れでしたので、どういうふうにというところはあったんですけども、いろいろ医療的ケアコーディネーターや児童発達支援事業所に助けていただきながら、今も引き続きなんですけれども、受入れをしているんですけども、現在は随分、保育園に来てリズムができたり、それから園のお食事を提供するという形で、お食事が口から取れるようになってきたということで、今現在は経管のほうは今の段階では取れているということで、冬、これからですけども、夏場も元気に休むことなくというか、通われていたというところがあります。

おうちではちょっとあれでしたけれども、園では元気に過ごせているかなと思っています。

◎会長 どうもありがとうございます。そういう情報とか、皆さん、関わっていらっしゃる中での情報とかでもありがたいので、もし何かありましたら。

では、資料1と2に関してはよろしいでしょうか。もし、また何かありましたら教えてください。

では、議題の(2)に行きます。協議事項のほうに参ります。

「医療的ケア児の受入れ体制について」を議題とします。前回の協議会からの引継ぎの議題です。あくまで、この委員会は市が方針を検討するための参考意見ということです。保育園等で医療的ケア児を受け入れるに当たり、どのようなことが必要かについて、それぞれの立場からいろいろな意見を出していただきまし

た。事務局から資料が用意をされておりますので、御説明のほう、お願いいたします。

◎事務局 事務局です。資料3を御覧ください。こちらは5月24日に開催しました第1回目の協議会の会議録の中から事務局のほうで幾つかの御意見を抜粋したのになります。前回に引き続き協議するに当たりまして、参考にしていたいただければと思います。

説明は以上です。

◎会長 資料3のほうには、議題と、それから御意見について書いてあります。看護師の確保として、訪問看護ステーションに委託契約するという形もあるということ、入園等の手続に必要な書類一式のようなフォーマットとしてあるということ、対象児へ配慮した環境の整備（特別感のないトイレなど、周囲に分らない工夫）が必要であるということ、外遊びや運動、ほかの子との一緒に行動への配慮として、何かできることは一緒にやる、体力的にリズム的に合う年齢のクラスと一緒に行動するなどをしているということ、そして、専門職の人材リストアップができるかというのではないかとありますが、前回出された御意見も参考にしながら、それに対する御意見、新しい御意見なども含めて、医療的ケア児の受入れ体制について、何か皆さんから御意見などありましたらお願いいたします。

では、医療機関関係委員、お願いします。

◎、医療機関関係委員 訪問看護ステーションと委託契約すること、これの可能性についてお聞きしたいんですけど、誰にお聞きしていいのかわからないんですけど。1個目の、この意見で、看護師の確保として、訪問看護ステーションに委託契約するという形もあるということなんですけど、最近、医療的ケア児に特化した訪問看護ステーションを検討しているという方とあったんですが、もしこれが業務委託契約となると、訪問看護という形だと、居宅に行かなければいけないというルールがありまして、そうじゃない、例えば、保育園とかに看護師さんたちが出ていって、その分の、もちろん業務を行うということで、それを市なりがどこかと委託契約をして、その分の報酬というか、そういうのが、ちゃんと出るような形というのは、可能なものなんでしょうか。全然ざっくりしていて申し訳ないんですけども。

◎会長 どちらにお聞きすれば。

◎医療機関関係委員 どちらにお聞きすればいいんですかね。

◎会長 医療機関関係委員、お願いいたします。

◎医療機関関係委員 訪問看護かどうかというところに関しては、通園・通学の支援を行う看護師を訪問看護ステーションから出すんですけど、あくまでも指定訪問看護ではなくて、業務委託という形で、看護の提供はするんだけど、訪問看護で算定ということではなくて、その費用は自治体から出るという形は可能になります。

◎会長 おうちに行かなくても、その看護師さんに来てもらうというのができるということですか。

◎医療機関関係委員 医療機関関係委員がおっしゃっているのが、訪問看護ステーションから訪問看護に行ったという請求を行う場合だと思うんですけど、保険一切使ってなくて、あくまでも全て自費みたいな感じで、その自費の部分を市が訪問看護ステーションに払うという形が委託契約だと思っているんですけど、合ってますよね。

なので、委託で受けた業務に関しては、指定訪問看護という形ではなくて、自費の訪問看護で行くという形になります。

◎医療機関関係委員 そういった場合は、予算を取ってという、そこからということになりますよね。

◎会長 そうです。

◎医療機関関係委員 何となく、そういう医療的ケア児に介入してもいい。いわゆる受入れ。いわゆる保育園や、いろいろなところに受入れ体制をつくるのに、その専門のスタッフが派遣されていて、見てくれるという形ができれば、そういう施設もみんな安心して受け入れてもいいという、ハードルが低くなるんじゃないかなと思って、とてもいい形なのかなと感じたので、一つアイデアがあるということを挙げさせていただきました。そういった可能性が、もしそういう予算を取るのが可能であれば、取れるとなれば、いろんな取組に専門のスタッフでサービスをすると。いかがでしょうか。

◎会長 皆さん、御理解いただけましたか。

じゃあ、コーディネーターさん、お願いします。

◎コーディネーター 訪問看護ステーションの話と同じ内容だと思うんですけど、例えば、学務課のほうから依頼がありまして、普通級に通っている導尿の子なんですけれども、その子が1日3回導尿しなければいけないといったときに、学務課、教育委員会のほうと学童のほうで児童青少年課のほうが、それぞれで予算を立てて、1日、学校には2回、学童には最低1回となると、この2回も1年でやって、1回幾らになります。それを365日、200日ぐらいが大体登校日

なんですけれども、夏休みになると、今度、学童が3回になるというのを全部計算して、1年分の、まず予算が出ている。行った回数に、それが全部出るのではなくて、行った回数に応じて、単価の、1回単価でいただくというやり方は、今の学校などでやっている。

◎医療機関関係委員 もう既にやられているわけですね。

◎コーディネーター はい。

◎会長 ということは、入学前に、もうそういう子、その子、この子をと契約をしていくんですか。

◎コーディネーター そうです。

◎会長 入学してから、入学前。

◎コーディネーター 入学が決まった、この学校に決まったって、決まった時点で、その学校の校長先生とかと話し合いながら、どういうふうに看護が入っていくよとか、そういうのを話し合っていくので、まずはその学校が決まらないといけないということが。受け入れるというところ、学校のほうが受け入れますというところから、まず始まっていくので、その辺から話はコーディネーターとかはしたりするんですけど、そうすると、今度、外部のほうの委託というところをお願いをしてという流れになって。

◎会長 最近、学童は結構、民間委託になっているじゃないですか、小金井市も。そうすると、そこと契約する形になっていますか。

◎コーディネーター 学童というより、学童のお金を出すのが児童青少年課というところなので、そこが予算を立てて、訪問看護ステーションさんにお支払いするという形になっております。

◎会長 すいません。私が一番分かってなくて。ありがとうございます。

そういう学校とか園とか、放課後も含めて、何か情報としてお持ちの方とか、お気づきになっている方とかいらっしゃいますか。

◎医療機関関係委員 ごめんなさい。今の、ちょっと話が。

前回の会議で、予算を立ててからじゃないと準備ができなくて、その予算が立つ時期がという話があって、そうすると送り送って準備が整わなくてというふうになっていくという御意見があったと思うんですけども、それは今の話だと、ちょっと解消されたという感じになりますか。

◎コーディネーター 前回のお話のとき、保育園のほうのお話がメインの話で、小学校のほうは、決まるのがまず早いですね、小学校の場合は。なので、動きも早くできるんですけど、保育園の場合は内定が決まるのが1月末から2月という

ところからのスタートになるので、すごくばたばたしちゃう。しかも、それまでは内定が決まるまでは基本的に動けないという。話はできても、それに対して、じゃあ、見積り、予算立てますよとかいうのは内定から先になるので、そこがどうしても時間が、はい、というところが前回の話でした。小学校とかとはちょっと流れが違うので。

◎医療機関関係委員　じゃあ、この課題はまだ残っているということですね。保育園に関しては。

◎関係課職員　今言われた部分は、端的に小学校は義務教育だからだと思います。保育園や幼稚園は義務教育ではないので、学校のほうは義務教育という形で、就学に向けて手続、決まった形で進めますし、学校という部分で決まってくるんですけど、保育園や幼稚園は、今、義務ではございませんので、任意のサービスです。希望したからといって必ず使えるサービスでもないですし、キャパシティがそれだけあるわけでもございませんので、特に保育園については待機児も多いという中で、保育園のほうは、いろんな方が希望されます。その中で受入れの方、落ちる方もいらっしゃる中での入園なので、こういう医療的ケアが必要なお子さん以外も含めてですけど、そもそもの仕組みが違うというところは、まず念頭に置いていただければと思います。

◎会長　ありがとうございます。そうすると、もうこの子がこの園に入るよと決まってから動き始めるという形になるということです。予算とかも含めて。

◎関係課職員　そうですね。

◎会長　そうすると、もう4月の1日から、どうぞお使いくださいという感じにはなっていないということですね。なかなかそういうのは難しいということですね。

◎関係課職員　そうですね。確定しなければ準備ができない状態があります。先ほどコーディネーターからお話がありましたけど、施設、本当に様々です。皆様御存じか分かりませんが、保育園や幼稚園、それぞれ特色もありますし、建物も一律ではないです。建物自体が、例えば、対応がなかなか難しいつくりの保育園もあつたりします。保育のやり方も様々ですし、例えばですけど、学年ごとの保育をやっている保育園もあれば、市の公立保育園の4園では、3・4・5歳クラスを合同で異年齢保育というやり方をやっています。そういった異年齢の集団の中で、医療的ケアが必要なお子さんが、その集団の中に入ったときに、どういうお預かりをするか、その環境ができるのか、人手の人的対応が取れるのか、本当に条件、様々違うと思っています。学校ほど、まず進学するところのエ

リアで学校が早めに決まるとかでもないですし、こういった施設、一律ではない部分が非常に強いですね。公立の小学校であれば、ある程度、一定の考え方できると思いますが、保育園、幼稚園は本当に施設ごとに特徴があります。古い幼稚園さんや保育園であればなかなか難しいけれども、バリアフリー自体も部分的に未対応であったりもします。そういったところの入口もそうですね。

医療的ケアに限らず、車椅子を園の中で使いたいといっても、つくりが古くて車椅子が廊下を通るときに人が擦れ違えない施設があったり、状況としては、そういったのがある中で、そういった中でも登園が、施設、通うところを、ここで決まるとなった場合は、そのタイミングで、その施設でこういったサービスが必要かを考えていく形にはなると思いますが。その中で、どうしても人的な部分、施設的な部分で対応が難しいので、だからどうしようというところのお話は、その間、ケースに応じてコーディネーターの方と保護者の方とのお話になるかと思っています。

保育や幼稚園だけではなくて、冒頭の話でもありましたけれども、どのサービスが一番適切なサービスかを、コーディネーターの方が御案内をするのが理想だというお話ありましたけれども、まさしくそうで、保育園や幼稚園に入れば終わりではないんですね。この保護者の方たちへのサポートという部分では。そこがゴールではないので、そうすると、その方たちへ適切なサポートというのはどういった形でやっていくのが望ましいか、そこも見据えてになります。預かりの部分だけで特化して、言えば、先ほどお話があったように、訪問看護の方が来ていただければいいとか、ピンポイントではそういう見方になりますけれども、それが問題の解決なのかというところについては、預かりの部分の担当している部署としては、それ以外のお話とかニーズが預かる保護者の方から施設に対しては、どうしてもお話があるものですから、そういったところも含めて考えていく必要はあるかなと。現場のほうの部分では、そういった部分の苦労もあります。

予算のほうについては、やはり決まらなないと、予算というのがあやふやな状態では、市のほうとしても御用意する内容自体が固まらないという事情もあります。

以上です。

◎会長 どうもありがとうございます。だとすると、やっぱり医療的ケア児コーディネーターさんの役割が大きいですね。ずっと、その子たちが大きくなっていくのを見ながら、その役所のシステムとかと折り合いをつけていく役割を担っていかないといけないですね。ありがとうございます。

ほかに何かありますか。今のことに限らずでも大丈夫です。そうですね。シ

システムだけでもいけないし、こういう役割が必要なのかなと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、御自分のお立場から考えて、お話しいただいて構いません。

◎保健機関関係委員 今回の保育園の受入れのお話があったんですけれども、医療的ケアもそうなんです。年齢的なもので、保育園の入園が申し込める年齢と違って、小金井市さんで決まっているんですか。

◎会長 でしょうか。教えていただけるとありがたいです。

◎保健機関関係委員 ゼロ歳児から医療的ケア児の方も申込みができて、その施設との調整がつけば受入れが可能な年齢、ほかの自治体さんだと、例えば3歳以上で受け入れますとおっしゃっている自治体があったり。

◎関係課職員 そちらについては、市のほうとして、まだきちんとした、そもそも医療的ケアのお子さんへのサポートの市としての方針というか、大きな部分がないものですから、保育のほう、学校もそうだと思いますけれども、小金井市としては、どういう医療的ケアのお子さんを、いつから対応したほうがいいのかという大元のところがないので、現状としては個別の一件一件の相談で御対応しているというのが実態になります。市全体の方針というか。ですので、個別の御相談一件一件に対応して、その中でニーズとか、また、その方の状況とかで、今、使われている児童発達支援サービスのほうを優先されるのかとか、御家庭の状況とかですね。あとは希望される施設がどういったところか。

いずれにしても、方針というか、大きなものがない限り、ゼロから受け入れるように小金井市としてしていくんだというような明確なものが何かあるかと言われると、現状ございませんので、一応、そういうふうにお答えをさせていただきます。

◎会長 ありがとうございます。質問もありがとうございました。ここの話しかったことが、そのままというわけではないので、皆さんの御意見を、だからこそお聞きしたいんですけど。

お願いします。教育機関関係委員。

◎教育機関関係委員 親御さんがどういう教育だったりサービスだったりをお望みされているかによって、どういった施設がその子に適しているかといったところになると思うんですけれども、例えば、身体的な障がいのみで、知的な障がいがないお子さんで、ゼロ、1、2だった場合は、そういったお母様の日常の生活の補助プラス、お仕事されていけなくちゃいけない、そういったところの生活サポートだったら保育が一番いいですし、幼稚園というのは、3、4、

5歳を小学校入学までお預かりする機関です。もちろん保育園さんも、3、4、5歳いらっしゃるけれども、何か幼稚園、保育園の教育、集団で過ごすことによって、何かお子さんに対して、いろいろな教育のエッセンスを、人生のスタートの最初の教育の何か場として、お子さんを体験させてあげたいという。親御さんがどういうものを御希望されるかといったところでないと、一概には関係課の職員さんがおっしゃっていたように決められないので、特に幼稚園の場合は、補助金はどういうシステムで、どう運用しているかといったところも保育園とは全く違って、環境の整備をどういうふうにしていくとか、人件費をどういうふうにしていくか、様々なそういった環境を整えるに当たっては、そんなに簡単に、ぱっと数週間でお預かりするというわけいけないので、その辺を考えていかなくちゃいけない、難しい問題もあるかなと思いますし、入学、入園のシーズンも、幼稚園は11月に募集があつて、合格発表、決まりますけれども、保育園のほうは、そこが違ったり、いろいろ保育園、幼稚園でスタートが違う、仕組みが違うというところで、一概に関係課さんでも難しいところがあるのかなと思います。

◎会長 ありがとうございます。親御さんのニーズを考えたときに、そこまで教育方針を考えて幼稚園に入れる、保育園に入れるということを考えていらっしゃる親御さんがどのぐらいいるのかなと思っていて、働きたいからとか、働かなければならないからとかっていうお声のほうが。

◎教育機関関係委員 多いですか。

◎会長 すごく多いなと思って。

◎教育機関関係委員 すいません。私の園が受入れをしたことがあるお子さんの場合は、ケアは必要なんだけれども、全てにおいて特別な支援じゃなくて、ある意味、ほかのお子さんと一緒に過ごせるんだけれども、そのプラスアルファの部分を幼稚園に居ながらケアしてくれないかといったところの例がありましたので、そのようにちょっと感じていた部分もありますし、そういったケアももちろんだけれども、そういうお水遊びができるとか、いろいろなおもちゃ、教育的なおもちゃをたくさん使ったモンテッソーリ的な教育がある、そういったノウハウがある保育園さんがいいとか、全く考えてないのかなというところ、親御さんの本当の思いはあるんじゃないかなと思うんですよ。分からないから何もない。ただ病院のところに入れてしまうと、やっぱり何か見る、聞く、その場にいる、いろんなところが入る、そういった環境を選ばれたいなというのはあるんじゃないかなんて、ちょっと思ったものですから、すいません。よく分からなくて。

◎会長 いえいえ、ありがとうございます。

そうすると、今、小金井市さんがやっているように、個別のやり方でやっていくという方のメリットを使っているということですかね。そうなんですねと思うんですけど、その現状、小金井市としての方針は、明確にそういうものがあるわけではないというお話だったので、何か、どっちかというわけじゃないんですけど、そんなふうに考えていました。ありがとうございます。

ほかに。障害福祉関係機関関係委員をお願いします。

◎障害福祉関係機関関係委員 すみません。教えていただきたいんですけども、受入れというところで、今、お話があったように、人材不足ですか、あとハード面の壁というのはあるかと思うんですけども、実際に園や学校につなぐことができた中で、次はどのように保護者の方も安心して預けられるか、もしくはお子さん自身も安心して生活を送っていけるか。逆に受入れ側のほうも、ほかのお子さんたち以上に命と向き合う機会もあるかと思うんですけども、連携に関して、何かこんなふうにやってきたとか、いかに受入れする職員側の不安な気持ちとか、実績があれば少しずつ、こういう感覚かなと分かってくると思うんですけども、そういう経験がないときのフォローの仕方みたいな事例があるようでしたら教えてください。

◎会長 じゃあ、コーディネーターさんをお願いします。

◎コーディネーター 幾つかの事例があるんですけども、保育園は命のリスクというんですか、一番最初に、それは看護師さんじゃなくても、保育士さんでも、園長さんでも、みんな一緒に「怖い」というところから、まず入ってくるところだと思います。

じゃあ、看護師さんが入ってきました。だから、もう大丈夫かという、その看護師さんも、やはり「怖い」という形になっていくので、その子がどういったケアが必要かというのが分からないので、そうなっているところが結構あるんですね。なので、私どもがやれているかなというところは、例えば、前も言ったんですけど、まず療育のほうにしっかりつながって、訪問看護師さんとか、そういう、その子のこと、スペシャリストな関係者、医療、療育の方たちがいたりってなって、そのすごい知っている人たちが、さっき保育機関関係委員も言ってらっしゃったんですけど、その人たちがチームになって、その子のことをサポートしながら、次の保育園につなげていくというやり方が、今一番、保育園のほうも受け入れる体制を整えていきやすい。そのお母さんも、ちょっとの間、療育に行って、「保育につながるための療育」を行っていくということで、全員が合意していくというところが、今一番、例えば児童発達支援事業所での保育所等訪問支援で

看護師が行って、例えば、導尿であれば、こういうふうにやると泣かずにできますよとか、こういう医療ケアのときに注入スピードが速いので、ゆっくりすると吐いたりしませんよとかというのを一回一回教えに行く人がいるとなると、すごく受入れがよくなってきたりします。

ただ、それは前も言った定期的な医療ケアというところはそれで済むんですけど、例えば、発作で息を止めてしまうとか、そういったときの受入れはすごくハードルが高くなっていくので、知っている人が行ったからって、いやいや、うちでそうになったらちょっと怖いのでという意見は、でも、それもすごく分かるなというところがあるので、その辺の、ちょっとどうなるか分からないという子の受入れを、今後はもっと考えていかないといけないんじゃないかなって、今、感じております。

保育園さんとよくお話しするんですけど、すごくよく考えていただいて、どうしたら受け入れられるのかとか、いや、でも、ここがちょっと難しいよねという意見は、すごくお話をしてから答えを出しているので、なので、とても分かる意見もたくさんあつたりするので、というつなげ方は、今しております。

◎会長 お願いします。

◎障害福祉関係機関関係委員 今、療育の話と保育所等訪問の話があったと思うんですが、今、療育の中でも、保育園に行きたいという御希望が強い方がたくさんいらっしゃって、じゃあ、そのためには、安心して保育園のほうに行けるためにはどうしたらいいのかというところで、私たちのほうでも、保育所との交流会を、医療ケアだけじゃないですけど、やり始めました。

全ての医療ケアの子が保育所等に行けているわけじゃないんですけども、児童発達支援事業所の中で、どういうことが必要で、こういう仕組みが必要でとか、私たちがその子たちのことをしっかり分かってから保育園につなげていけるといいうところも、保育園の中では安心できる材料なのかなとも思いますし、保育園に行く前から児童発達支援事業所のほうに来ていただいて、こういう子で、こういうケアが必要でというところも、お母様たちの承諾を得た上で実施したりしながら、保育園に行く前から連携を取ってしております。

やっぱり先生たちのほうは、「受け入れたいんだけど、すごく不安なんです」という思いが、それもお子様の命だったり、お子様がどういうふうに楽しく過ごしていけるのかというところの思いからだと思うんですけども、いろいろ連携取ったり、児童発達支援事業所のほうに来ていただいたりする中で、不安を少しずつつでも拭えていけるような体制を取れているのかなとは思っていますし、また、保

育園に通えるようになってから、児童発達支援事業所から医療的ケアのことであれば、看護師のほうに向かわせていただいて、一緒に相談したりとか、こういうところをちょっと変えてみてもいいんじゃないかというお話をさせていただいたり、環境のところだったり、なかなか姿勢が安定しない子だったりという子があれば、理学療法士だったり、作業療法士だったり、伺わせていただいて、その子の環境も見させていただくという形で連携を取らせていただいております。その中で、お母様も御家族の方も、保育士さんたち、看護師さんたちも、少しは不安が拭えているんじゃないかなと思っております。

◎会長 ありがとうございます。次の議題2のほうの協議事項の2のところも、その不安についての話になっていくと思うんですけど、それぞれの施設でそういう命のリスクの高い子供たちを受け入れるに当たっての不安を、どんなふうにして下げる取組をされているかというの、もし、いろんなそれぞれの施設やお立場で教えていただけたらと思います。

うちの病院の場合も、子供たちが退院して学校に戻っていくに当たって、学校側はものすごく不安を抱えられて、こういう場合はどうでしょう、こういう場合はどうでしょうっていう中で、ドクターが、救急車呼んでくれればいいですっていう。その子じゃなくても、別の子がそうになったら救急車呼ぶでしょうという、うちにはそういうドクターがいて、だから大丈夫ですと言って、すぐ呼んでくださいと言う人がいたりするんですけど、その辺は同じ立場からどんな感じですか。

◎医療機関関係委員 いや、回答がはっきりしていて、分かりやすいですかね。それで不安が拭えるようであれば、受け入れる病院はありますけど。でも、明快な回答で、みんなの不安を取る回答でいいかもしれないです。

◎会長 そういうドクターでした。

皆さんのところはいかがでしょう。いきなり教育機関とか聞いてもいいですか。でも、医ケアの子はいないのかなと思ったりするんですけど。

◎教育機関関係委員 よろしく願いいたします。

本校では、まだいっちゃってないのですが、例えば今この資料1見せていただいて、この子供たちが大きくなってきたら、うちに来るとことは十分あり得るなと思ったときに、まず部屋がないというのだと。すごく疑問に思ったのが、例えばモニターであるとか、洗浄であるとかというのは、どのぐらいの規模の部屋を用意したらいいのかというのとか、そこに携わる方々の控室というのにも必要なんだろうと。本校も、多分、でも、小金井市内の中学校も、皆そうだと思うんですけども、少人数であるとか、不登校別室であるとか、今、いろいろ

な方、外部の方が入っていて、全然部屋がない状態になっています。こういう医ケアの子たちが入ってきた場合というのは、じゃあ、どうするんだろう、どのぐらいのサイズの部屋が必要なんだろうなというのを、すごく今、しみじみと考えていました。個別対応だとは思いますが、そういう不安でしかないです、そうすると、やっぱり。

人的なほうは、もういろいろと支えていただけるだろうと、今のお話で分かったんですが、うちのほうの施設の問題がすごく大変だろうなって考えました。

以上です。

◎会長 ありがとうございます。急に振ってすみません。でも、人的なほうはというお話を聞いて、ちょっと安心しました。

障害福祉関係機関関係委員のところは、関連して何かありますか。

◎障害福祉関係機関関係委員 こちらのところは、放課後等デイサービスということで、小学校1年生から高校3年生までということで、今日の議題の前段にあった未就学児の保育園の問題とはちょっと違った感じがします。

現状としては、基本的に当施設では、いわゆる知的障害、自閉症スペクトラムを受け入れる事業所と、重心児を対象とした事業所に分かれております。重心児の施設では、当然、もうこちらの手引き、導尿、全ての医ケアをやるような体制を取っておいて、知的、何といいますか、医ケア児、単純な医ケア児を通常の知的を対象とした施設で受け入れるかという、ほぼ1型糖尿病のインシュリンの補給であるとか、あとストマぐらいですかね。今のところ、知的の施設では3名ぐらいしか受け入れられてない状況です。

といいますのが、例えば経鼻管の、ほかに元気な子がいっぱいいるので、多分、一瞬で経鼻管外されると思います。そこでマンツーマンで医ケア児を見ることができるといって、そういう状況でもない、あちこちで水が出たりしてますので。なかなか通常の知的施設で医ケア児の受入れというのはそのケアの内容にもよりますが、難しいのかなと。

じゃあ、重心児、重心施設で受入れとなると、経済的な問題があって、重心施設では看護師、理学療法士、作業療法士、正規職員が対応しておるんですが、受給者証に重心という明記があれば、それなりの報酬はいただけるんですが、そうでない場合というのはかなりかかって、じゃあ、コスト的に合うのかという問題があります。

最近では医ケア児というくくりができましたものですから、で、小金井市役所さんも、通常ですと、送迎40点のところ、個別サポート1の医ケアがつくと8

0点になるとか、ちょっとずつ上がってはきているので、受け入れやすくなっているんですけども、なかなか、その他の要因ですね。元気な子がたくさんいる状況では難しいなと。

いづこも同じで、知的の施設も重心の施設も、もう定員が先ほど言いましたように小学校1年生から高校3年生までの間なので、上が抜けていかないと、なかなか新規受入れができないというような状況です。

我々の放課後等デイサービスの事業者からすると、あるいは利用者さん、保護者からの声としては、また議題とは外れるんですけど、高校を卒業した後、どうしてくれるんですといったところが課題になっていて、今回の協議会の内容かと思います。

◎会長 ありがとうございます。

スタッフさんたちに、何かそういう研修みたいなのがあったりとかあるんですか。

◎障害福祉関係機関関係委員 ええ。一応、直近ですけども、痰吸引の頻回な子がいて、あと導尿も随時やらなくちゃいけないような、中学3年生の男の子なんですけれども、その辺の看護師さんも、これちょっと看護師さんには失礼なんですけど、なかなか、「私、導尿やったことあります。男性の導尿やったことあります。」という看護師さんも、全員が全員やったことあるわけじゃないんですね。よく分からないんですけど。本当かうそか知らないですけど、大きな病院だと、やっぱり同性介護がいいって、男性の導尿、男性にやってもらうと。女性は、女性の看護師が男性の導尿やったことないという、え、そういうこともあるんだと思って。

導尿はさすがにあれなんですけれども、痰吸引なんかは、特定の病院の研修を受けてもらって、一般の事業所に対応とそういった研修は受けるというニュアンスです。

◎会長 ありがとうございます。

◎コーディネーター 先ほどの中学校の普通通級のほうにという、お部屋の大きさはとかというのが、例えば、5番、ナンバー5とナンバー6の方なんですけど、例えば、ナンバー5の方なんかは、恐らく普通級か中学校に進まれると思います。

この方は、もともと導尿があったんですけど、今は浣腸だけになったという方です。導尿はそれこそ訪問看護ステーションが学校まで行って導尿していたというケースです。修学旅行なども、訪問看護の看護師が一緒に行って、2泊3日というのを、この間、修学旅行終わったところです。

学校では、学校でこの子にやったときは、もう普通のトイレの一角のトイレ、

その中で行うという形をしておりました。

ナンバー6の方、現在進行形な方ですけども、この方については、みんなのトイレという、ちょっと大きめのトイレがあって、そこに棚を置いて、物品などを置いて、そこで今、導尿をしている状況で、学童ではできないということから、学童から学校に来てもらって、みんなのトイレでやっているという形。学童は、すぐ隣にあたりするので、なので、このお二人は環境を、でも、ドアが開かなかったりしたので、みんなのトイレが、そこを直していただいたりして、今、実施できている状況。

ただ、本当にさっきの、こういった、酸素だったりという子が中学校、小学校に行きたいという子が必ず現れてくると思いますので、そのときはまたできるところがどこかというところを見ながらやっていくのがいいかなとは思っています。

◎会長 ありがとうございます。酸素つけている子が、家庭科とか理科の火使うところにちょっと行けないとか、そういうのが、また学校に上がってくると、いろいろ出てきて、そういうことも学校って想定してないことが多いので、今みたいな御意見いただけると、すごくありがたいです。障害福祉関係委員さん、何かありますか。

◎障害福祉関係機関関係委員 すいません。ちょっと質問なんですけど、一般の保育園とか幼稚園に受入れするときに、もちろん個別の支援というのは必要だと思うんですけども、ほかの周りのお子さんの理解も、これやっちゃいけないよとか、触っちゃいけないものとか、そういうのも大切になってくるのかなと思うんですけど、そういった教育というか指導みたいなものって、どんなふうにされているか、お聞きしたいです。

◎会長 どちら。お願いしていいですか、教育機関関係委員。ありがとうございます。

◎教育機関関係委員 子供に対しての教育、どういうふうなルールだよとか、こういうふうに大切に、この子、していこうねとか、そういうやり方もあると思うんですけど、あともう一つは、健常児の方の親御さんの御理解も、どういうふうに御説明をしていくか、何をお子さんと保護者の方が置き換えて、例えば、クレームではないですけども、うちの子が何かしちゃった場合、それはうちの責任になるんですかとか、嫌な言葉ですけど、申し訳ないんですけど、例えばですよ、そういうことを想定したときに、そういう一般の方たちの御理解をどう得ていくかといったところと、あと職員の心のケア、サポート。先ほどおっしゃっていた

だいたんですけれども、担当した担任だったり、補助だったり、何か起こしてしまったときに迷惑になってしまうような世の中の中、どこまでその職員を守り切れるか、そういうところも考えていかなければいけないかなんて、まだ答えがないですし、何が心配事になるか、何が問題になっていくかということも分からないんですけれども、悲しいことですけれども、インクルーシブが本当は理想ですけど、すいません。

◎会長 よろしいですか。

お願いします。

◎保育機関関係委員 そうですね。うちの保育園では、医療的ケアのお子さんじゃなくても、障がい児のお子さんでも受入れを行っていますので、ただ、医療的ケアのお子さんですと、そういうふうに座ってはいけなとか、そういったところは伝えてはもちろんいくんですけれども、今ここに書かれているお子さん、受け入れる前から、児童発達支援事業所と連携を取らせていただいて、幼児クラスなんですけれども、児童発達支援事業所が3名ぐらいお子さんを連れて、うちの園のほうに来ていただいて、交流をする日を設けたりということを行っている中で、その中でも、そういう子たちと自然の遊びの中で関わったりとか、もちろん事前に触ったりしないということも伝えたりはするので、そういうところで自然にといいますか、子供たちのほうが、そういうところでは自然に受け入れていく力がありますので、こちらもいろいろ学ばせていただいているというところですよ。

◎会長 どうもありがとうございます。そうですね。小学校の高学年頃なんて、ぽんと入ってきたりすると、結構ハードル高いことがあって、説明をしに行ったりするんですけど、今日のお話聞いていて、年齢によっていろいろあるだろうなというのも考えなきゃいけないなって思ったのと、あと目に見える形で管がついているとか、寝ているとかというふうにすれば分かるけど、ちょっとこことはあれかもしれないですけど、精神疾患のお子さんとか、そういう目に見えない、外側から見て、ちょっと分からないという子たちも結構大変なんだろうなというのを改めて考えていました。すいません。

これで全員お話しいただいて、あとコーディネーターさん、また後でお話しただけたらと思いますが、ありがとうございます。

ほかに、この医療的ケア児の受入れ体制について、何か御意見とかありましたら。次の議題に行っても大丈夫ですか。よろしいですか。

では、次の議題。もし、何かありましたら、また戻っていただきたいと思います。

次は、議題２の協議事項のイです。受入れ機関等の人材育成についてということとを議題としたいと思います。

御説明を、事務局さんのほうからお願いいたします。

◎事務局 事務局です。昨年の１１月１７日に開催しました令和５年度第２回協議会でいただいた御意見として、医療的ケア児を受け入れる側のスタッフが何を怖がっているのか、どうなっちゃうから自分ができないと言っているのか、そういうところを拾って教育していかないと、地域に疾患がある人や障がいのある人を受け入れていくという全体の質の底上げにならない。病気があるのは子供だけ、そこを怖がっているのは周りだから、講習会や勉強会をやったりして、周りの人の不安を取っていかないと駄目なのではという意見がありました。

この御意見を受けまして、受け入れる側の不安を取り除くに当たり、どのようなことをやればよいのかという点につきまして、改めて御協議いただきたいと思います。

◎会長 どうもありがとうございます。

先ほどの皆さんの御意見からつながるところがあると思いますが、受け入れる側の不安を取り除くための方策というところで、もし、皆さん、今の続きでお話がありましたらと思いますが。今、お話しくださいましたね。

もし、ほかになれば、今、事務局さんの御説明にあった中で、講習会や勉強会をやったりということが、それによって不安を下げるということがありましたけれども、保育園などをはじめとする受入れ機関のスタッフを対象に、ドクターなどから医療的ケアに詳しい方による講習会などは行ったらいかがでしょうかという意見があります。その場合、講師の方や会場の確保、またその予算、先ほどから出ていますけど、予算が必要かと思いますが、その点について、事務局さんのほう、どのようなお考えでしょうか。

◎事務局 事務局です。まず、講演会を実施する場合の講師につきまして、こちらにつきましては、副会長の富永委員のほうに事前に相談させていただきまして、講師を引き受けていただけるということで、御了承いただいているところではございます。

また、会場につきましては、小金井宮地楽器ホールの小ホールを、今、仮予約しているような状況になっておりますけれども、ただ、予算については、これから庁内で精査しまして、さらには予算案として、市議会で審議していただいた上で決まるという形になりますので、現時点では、まだお約束はできないという状況ではございます。

事務局からは以上です。

◎会長 ありがとうございます。それぞれの施設というわけではなく、全体で講演会をやって、富永先生に来ていただいて、お話をいただくということですかね。その場合は、私たちも参加したり、ほかも。宮地楽器ホールの小ホールですから、100人近く入れるんですよ。そういう形で御関心がある方とかに参加していただくという形になりますか。

◎事務局 まず、実施の対象として、今、事務局のほうで考えているのは、保育園ですとか、学校ですとか、そういうところの職員のスタッフの方、実際に受け入れる立場の方、あるいは訪問看護ステーションの方ですとか、そういった支援に関わる方、そういった方を対象にしたいと思っています。その辺に、こちらの委員の皆様も任意で参加していただければ、知識を深めていただけるのかなと思っていますので、ぜひ御参加いただければと思います。

◎会長 というような計画があるそうですが、そのことも含めて、こんなふうにして、スタッフの方たちの不安を下げたり、力量を向上させたりということ、皆さんのお考えとか御質問などありましたら出していただけたらと思います。どうぞ。

◎医療機関関係委員 僕もこの会議で、いろんな知らないことが多いので、医療のいわゆる手技とか、こういったものがついていて、こういった機械がついていてとか、そういった、こういう処置を行って、もしこうなった場合はこうするんだよとか、そういった話はできるかなと思うんですけど、ただ、僕がここに来て、いろいろ皆さんの御意見聞くと、もっと医療じゃない部分の話が、すごい勉強になるなと思っていて、今回、その体制とか、皆さんの不安を取るとか、そういった目的でやるものなので、僕の中のイメージでは、いらっしゃってくださる方々に、逆にどういうことが不安なのかとか、情報を集めたいなと考えておりますので、もし委員の皆さんの方が来ていただくと、そういった情報を聞ける場になるんじゃないかなと、ちょっと思っています。

◎会長 どうもありがとうございます。何かちょっとわくわくしますけど。

何か、こんなふうにしたら、今みたいに事前に皆さんの不安やニーズを聞いてというようなことが出てきましたけど、こんなふうにしたらどうですかとか、こういう形で、こういう人たちにも参加してもらったらどうですかとか、もし皆さんの中で御意見や、ちょっとお考えがあったらお聞かせください。

じゃあ、医ケア児コーディネーターさん、お願いします。ありがとうございます。

◎コーディネーター よろしくをお願いします。

いろんな方とお話しさせていただいているときに、職員側の不安な気持ちというのが、何かあったら救急車を呼べばいいというところはそうなんですけれど、待っている間の不安をどう解消したらいいですかというところに一番引っかかっているんじゃないかなというのを、私たちは話していて思うので、その点をちょっと触れていただけるとありがたいなと。

◎会長 救急車が来るまでの医療の方たちにつなぐまでのという。

◎コーディネーター はい。

◎会長 ありがとうございます。お願いします。

◎コーディネーター 今言っていた救急車を呼ぶ、その判断もあったりして、医ケアの手技というのは看護師さんたちなので、先ほど導尿したことないとかという方もいるんですけど、でも、それは練習とか、それこそそこに通っているところに行って、見たり練習したりして獲得できるんですけども、先生、ドクターから、ちょっとあれですけど、責任の所在ってどこなのってなってくると思うんですね。なので、例えば、救急車を呼ぶ判断というのを、細かく、例えば、主治医に、こうなったら呼んで、ここからここまではこうなるかもしれないから、そのときはこうしてとなってくると、例えば、じゃあ、アンビュー。となってくると、アンビューなんか触ったことない人がいると思うので、そういうところ、多分いろいろ聞きたい方たちが多んじゃないかなという。ドクターから、しっかり指示をいただくんですけど、その指示だけでは動けないというか、医療的ケアの指示は全然できるかもしれないんですけど、その周りの、ちょっと違う、逸脱したことが起きたときに、じゃあ、誰がその。でも、その辺を、例えば、ドクター、先生に、お医者さんに全部聞きたいし、じゃあ、お医者さんがいいよと言ったからいいのかというふうになってくるんですけど、それはあくまでも医療的ケアが遂行できるから、いいよなんですけど、その前段階のときに、先ほど言った、何か起きたときの、その見えないところが怖いみたいなので、そこをですね。医療的ケアは多分怖がってないんですよ、実は。その見えないところ、例えば酸素だったら、夜に酸素吸入をしている。でも、昼は全然やってないので、医ケアじゃないですとなっても、夜やるということは何かしらあるということですかということになるんですよ。そこに恐怖がすごく出てくると思うので、その辺をお話ししていただいたり、教えていただけたらという質問が出るんじゃないかと思うんですけどね。

◎会長 すいません。結構ケース・バイ・ケースですね。

◎医療機関関係委員　こんなところで話を決めていいのか分からないけど。

責任の所在を求め始めると、責めるカルチャーにしてしまうと、何事も受け入れることができなくなっていってしまうんですね。だからこそ、さっき言った、救急車呼べばいいんじゃないという一言は、こっち側が責任持つからというふうな言葉でもあるわけですよ、医療側が。だから、まずはその不安を取るところを冷静にしなければいけないので、なるほど貴重な意見だと思うんですけど、僕の中では、そのバックについている先生がするから、そこはもう先生が全部責任取るから大丈夫だよという形にしていけないと、うまくいかないかなという気はしています。ケース・バイ・ケース過ぎて。処置が、その事態を全部想定して動くということは、まず無理だと思っていて、そんなことは起こるよね。

◎コーディネーター　医療的ケアじゃない子でも起きることが、それこそジャングルジムから落ちるかもしれない。それとあまり変わらないような予想外の出来事なので、そこが拭えるのはやっぱり大変かなという。

◎医療機関関係委員　強い一言じゃないと駄目だということですよね。このケースはこうです、あのケースはこうですだと、その不安って、延々と枝葉のように伸びていくので、強い一言、僕が責任取るからいいですみたいな、そういうので一蹴しないと難しいのかなという気がしています。

◎会長　自分の話ですけど、今、お話聞いていて思い出したことがあって、教員になって3年目にてんかんのお子さんを持つことが決まって、それで4月から持つとなって、2月から3月にドクターとお話をしたり、親御さんと話をしたり、そのてんかんの対処のビデオとかを見たんですけど、実際にその子が発作を起こした瞬間、やっぱり目が白目むいて、口から泡吹き出して、救急車呼ばなくていいと言われてたのに、僕は救急車を呼んでください！と言って呼んでもらったことを、今、すごく思い出して。

2回目からは大丈夫になったんですけど、でも、そのときの救急車の方が、「いいんです、呼んでくださって」と言ってくれて、すごくほっとしたのを覚えていて。今、安心した話と、そういうときは、ばしっと言ってくれる人がいるということが。そんなことを、ちょっと、うるうるしているんですけど、あのときのことを思うと。教員になって3年目だったので、26歳ぐらいのときにそういう経験したのを今、思い出したりしていました。そういう安心する一言とかを、この会でいただけたらうれしいなと思います。

皆さん、何かほかにありますか。お願いします。

◎障害福祉関係機関関係委員　スタッフもそうなんですけれども、やはりお子様

をお預かりするということ所で、保護者の方、全員が全員、今の目の前にいるお子さんの現状というか状態を受け止めているとは、言えない場合も多分あると思うんですよね。そのときに私たちがスタッフとして、どのように最低でも心がけておかなきゃいけないこととか。あと、今おっしゃったように、どんなふうと一緒に成長を喜べるかというところの何かアドバイスなんか聞けたらいいかなと思います。

◎会長 保護者の方への。

◎障害福祉関係機関関係委員 寄り添い方 。

◎会長 だそうです。

◎医療機関関係委員 上手ですね。おっしゃるとおりだと思うんですよ。不安というのが、医ケア児じゃなくて、親御さんに対する不安というのを多分、皆さん、持ってらっしゃると思うんですけど、それって、本当におっしゃるとおり、受け入れていない状態のお母さんの方が多くて。小さい病というんですけど、免疫スというのは、疾患は子供が持っていても免疫ス、病はお母さんがもっている。そこをケアしなきゃいけないというのが、小児の最大に難しいところなんですけど、それによって周りが不安になるところまで行くと感じた。

一言では言えないところではあるんですが、だから、先ほどコーディネーターさんも意見くださったように、処置とかというのは、そんなに複雑ではないことが多いんですよ。複雑じゃない形になって地域に返ってくることが多いんですけど、複雑なのはお母さんなので、そこを、そういう状態だっていうことを周りが認識するというのが一番ですが、このお母さんは、まだ疾患がある子供の、何となく受け止め切れてない感じがするよねというのをみんなで共有しておく、周りがサポートしやすいですというふうにするしかないかなと、ちょっと思うんですけど。

◎会長 そうですね。「だから、あの親御さんは」とならない方向で、みんなが、あ、そうだよねって。だって、他人だって受け入れるの難しいですもんね。教室にしんどい子がいたりしたときにそんな、お聞きしていています。何かその辺をまた、何かいっぱいハードル上がっていますけど、どうぞよろしくお願い。

ということは、この講習会を実施する方向でということだと思うんですけど、現時点で事務局さんのほうから何か御案内できることがあったら教えてください。

◎事務局 現時点で仮予約をしている状況としましては、令和7年7月4日金曜日18時から小金井宮地楽器ホール小ホールでの実施を予定しております。

先ほども申しましたけれども、協議会とは別に、関係機関のスタッフの方を対象とする講演会として実施を予定しておりますので、委員の皆様がいらっしゃる場合、無報酬での任意参加ということにはなってしまうんですけれども、ぜひ御参加いただければと思います。

事務局からは以上です。

◎会長 ありがとうございます。じゃあ、来年度の7月4日金曜日ですね。これは協議会とは別ということ。

◎事務局 はい。

◎会長 年2回やっている協議会とは別で、関係のスタッフ方が対象ということですよ。

◎事務局 今のところ、その想定で計画はしています。

◎会長 ということは、医療的ケア児の御家族が来るとかというのではなく、スタッフを中心ということですね。

◎事務局 はい。あくまで受入れ機関の、いただいた意見というのは地域の底上げにつなげたいという御意見をいただいておりますので、市内の保育園ですとか、そういったところのスタッフの方にお声をおかけしたいなと考えています。

◎会長 ありがとうございます。

18時です。大丈夫です。

では、以上で御用意いただいた議題は終了なんですけれども、何かほかに皆さんのほうからありますでしょうか。お願いします。

◎障害福祉関係機関関係委員 すいません。ちょっと話がそれちゃうかもしれないんですが、障害福祉関係機関関係委員からも話がありましたけど、18歳を超えた子たちの行き先というのが、私も中学生、高校生の子を見ていることが多いんですけども、本当に厳しい状況で、生活介護を使われる方が多いんですけども、週5日を希望されていますけど、なかなか週5日、1つのところで受け入れるというのが、今、現状ない状況で、週2日とか、1日とか、いろんな事業所を分けて何とか回しているという状況があるんですけれども。それで、地域の社会資源をどうにかならないかなというのは、常日頃、喫緊の、お母さま方も、そのことでも常に不安があるというところなんですけれども。

それで、今年度から自立支援協議会で施設の検討部会というのが立ち上がっているんですけれども、そこに、例えば、ここにちょっと、どういうやり方をしていいかわからないんですけれども、要望とか意見を医ケアの中で出すということではできないんでしょうか。現実には、それがすぐに施設、何かそういう、できるか

どうかは分からないんですけども、でも、今後、まだまだどんどん新規の方も入られていますし、必要になってくると思うんですね。なので、声を上げていかないといけないのかなと思ってまして、そういうことができないかどうか、ちょっと。

◎**会長** なるほど。どうもありがとうございます。医療のほうも小児と成人の間の、ちょうどAYA世代と言われている子たちをやっていかないといけないという形で動き始めたりしている状況があるので、本当に喫緊の課題だと思っています。

ここはそういうことを、議会とか市長さんに言えるあれではないんですけど、でも、議事録に載るということがすごく大事なことだと思っていますので、今の障害福祉関係委員のお話とか、皆さんのお話、18歳の子供たちが困っているんだよということは載るんですよ、事務局。

◎**事務局** はい。じゃあ、事務局から。

◎**会長** その辺、ちょっと教えていただけたらと思います。

◎**事務局** 議事録のほうに載るので、ここで出た意見ということで受け止めることもできますし、障害者施設支援検討部会というところに佐々木由佳委員が所属されておりますので、その審議会でこういう意見が出てましたということで御発言いただくのもありかなんていうのは思います。

◎**会長** 何かありますか。

◎**教育機関関係委員** 全然、ちょっと話がずれちゃうかもしれません。

テレビで千葉の「52間の縁側」といって、子供食堂とか、そういった障がい者を受け入れる施設の関係の方が、老人介護の全部があったりして、昔の寺子屋をイメージした、昔の江戸の尺の測り方でつくった、すごくすてきな施設があって、そこはできたばかりで、すごく有名な建築家さんがつくった、賞を取られた場所で、地域の患者たちもお祭で、別に市が起こしたり、何か計画したわけじゃないのに、地域の方がみんな集まってきたり、庭をつくるのも、住人の方たちと一緒につくったり、すばらしくすてきで、いろんな人が来てもいいよって、いろんな人が助け合おうねみたいな、すごく格好いいなと思う施設があったんですよ。千葉にもすばらしい自然があるところかもしれないけど、その発起人になった方が、老人ホームを経営されている、昔から出てらっしゃった方で、すごく頑張っていらっしゃってて、そういういろんな方たちで協力し合って、いろんな施設があたりして、いろんな住民の方たちもボランティアで参加して、幼稚園も保育園も遊びに行って、老人の方も刺激を受けてみたい、そういうのがあれ

ばいいな。そういう話は議場なんですけど、すいません。

◎会長 ぜひ、18歳のことを委員会でお伝えいただけたらうれしいなと思います。

◎教育機関関係委員 全然関係ない話をして失礼いたしました。

◎会長 保育のところの話が結構中心になっていくんですけど、未就学児の子たちの、まず最初のファーストコンタクトのところをすごく大事に考えますけど、出口じゃないですけど、こっちのほうも、これからまた考えていけたらうれしいなと思っていますので、いろいろ情報いただけるとうれしいです。

では、特に何かありますか。今日はこんな感じでいいでしょうか。ありがとうございます。

では、3番目の、もう次年度ですね、次年度の開催についてですけれども、事務局様のほうからお願いいたします。

◎事務局 事務局です。開催時期につきましては、本年度同様、5月と11月の2回開催することを予定しております。時間帯につきましては、金曜日の18時からということで会場を確保したいと思います。会場が確保できましたら、委員の皆様に参加の可否を確認させていただきまして、最も参加者が多い日で調整したいと思いますので、その際は御協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎会長 5月と11月の金曜日ということでございます。皆さんの御都合を確認した上で調整することということですが、調整について、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

では、そういう連絡が事務局のほうから来ましたら、御協力いただくようお願いいたします。

以上で令和6年度第2回小金井市医療的ケア児支援連絡推進協議会を閉会したいと思います。今日もどうもありがとうございました。保育の方も来ていただいて、ありがとうございました。

(午後7時29分閉会)